

第一百二十一回国会 厚生委員会議録 第四号

平成三年九月六日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長代理理事 野口 昭彦君

理事 粟屋 敏信君

理事 加藤 卓二君

理事 綱岡 雄君

理事 遠藤 和良君

理事 岩屋 肇君

理事 片岡 古賀 君

理事 鈴木 鈴木君

理事 戸井田辰一郎君

理事 平田辰一郎君

理事 宮路 和明君

理事 山口 俊一君

理事 伊東 秀子君

理事 岡崎 宏美君

理事 川俣健二郎君

理事 五島 正規君

理事 土肥 隆一君

理事 石田 児玉君

理事 菅 直人君

理事 永井 孝信君

理事 大野由利子君

理事 小松 外口君

理事 石田 祝慈君

理事 児玉 健次君

理事 菅 直人君

出席國務大臣 厚生大臣 下条進一郎君

出席國務大臣 厚生大臣 大西 孝夫君

出席國務大臣 厚生大臣 古市 圭治君

出席國務大臣 厚生大臣 加藤 栄一君

出席政府委員 厚生大臣官房総務審議官 厚生大臣官房老人保健福祉部長 厚生省健康政策局長 厚生省年金局長

出席政府委員 厚生大臣 岡光 序治君

出席政府委員 厚生大臣 黒木 武弘君

出席政府委員 厚生大臣 古市 圭治君

出席政府委員 厚生大臣 加藤 栄一君

委員外の出席者

厚生委員会調査 室長 高峯 一世君

委員の異動

九月六日 辞任

石破 茂哉君

坂井 清一君

小沢 辰男君

久野統一郎君

岡田 克也君

野呂田芳成君

久野統一郎君

野呂田芳成君

久野統一郎君

岡田 克也君

野呂田芳成君

久野統一郎君

野呂田芳成君

朝彦君

三原 進君

野田 德夫君

岩田 順介君

沖田 定男君

永井 玉子君

大野由利子君

柳田 稔君

石田 祝慈君

児玉 健次君

菅 直人君

護病院は平成二年六月末現在で百九十四病院となつております。

今後の見通しにつきましては、これらの制度を採用することは御承知のよう各病院の選択に任せられておるというのが現状でございますから、拡充計画や目標数をお示しすることはすぐにはいたしかねますけれども、承認期間の短縮等の誘導措置を講じまして、これらの制度を選択する病院が着実に増加するよう、積極的に環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○下条国務大臣 今御指摘の老人保健施設の整備促進は、極めて重要なことと私の方も考えておりました。したがいまして、その施設整備につきましては、国庫補助の充実を図つてしまつたところでございます。これに加えまして、社会福祉・医療事業団によります低利融資や税制上の促進措置が講じられておりまして、これらの施策を活用することによりまして整備の促進に努めておるところでございます。

特に大都市部における整備を進めていくためには、今お話をございましたように、用地の確保を図る観点から、他の施設との合築や施設の高層化を図る必要がありまして、これらについての国庫補助金の加算措置も導入いたしました。今後とも老人保健施設につきましては、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の整備目標が達成されるよう、整備促進策を総合的に講じてまいりたいと考えております。

○綱岡委員 それでは次に、社会党初め五会派の「等」とは一体何を指すのか、具体的に御答弁をいただきたいと考えています。

○下条国務大臣 今回の老人保健法等の改正により措置されます老人訪問看護制度におきまして、御指摘の老人訪問看護事業を行なう老人訪問看護ステーションを指すものであると考えております。

○綱岡委員 第四にお尋ねをいたします。

同じく「公費負担拡大」の「」にあります「寝たきり老人訪問看護・指導料」ほかについて、「将来の問題として、実務的に可能となり、関係者の合意を得得るよう努力したい。」とあるが、「将来」とは一体いつごろを指すのか、お示しをいただきたいと思います。

○下条国務大臣 寝たきり老人訪問看護・指導料、老人デイケア料、重度痴呆患者デイケア料について、各医療機関からの外来レセプトの記載事項の中から該当する点数のみを抽出すること

は、現時点では実務的に困難でございます。これは、現時点では実務的に困難でございます。これが可能にするためには、関係事務処理方式の開発、請求する際の保険医療機関側の協力等が必要

ます第一に、中間施設としての老人保健施設の重要性が近年ますますその重要性を高めているところでございますが、大都市部を中心にして、地

域上昇などを理由にいたしまして、その設置の促進が危ぶまれているのが現状でございます。「高齢

ます第一に、中間施設としての老人保健施設の重要性が近年ますますその重要性を高めているところでございますが、大都市部を中心にして、地

域上昇などを理由にいたしまして、その設置の促進が危ぶまれているのが現状でございます。「高齢

になつてくるわけでござりますので、これを解決していかなければこの問題はなかなか困難であります。が、できるだけ速やかに関係者の合意を得るようにこれからも努力を続けて解決に向かつてまいりたい、このように考えております。

らの想定もできるわけございませんが、また今では、逆に言えばわからないというのが正直な現実の認識ではあるうかと思ひます。

いずれにいたしましても、御質問の趣旨を踏まえまして、過大な負担にならぬよう、高齢者の方々の負担能力等を考慮いたしまして、国会の御判断を得ながら総合的に検討してまいりたい、このふうに考えております。

ふうに思つておりますが、その点をひとつ、
今後具体的な計画遂行に当たりまして、厚生省と
して考慮していただきたいということを要望いた
します。

資、税制上の諸施策を総合的に講じていくことであります。社会保険診療報酬の取り扱いや人員の配置についても十分留意してまいりたいと考えております。

て、速やかなる解決に向かつて努力をしていました。
きたいということを要望いたします。

○下条國務大臣 老人訪問看護ステーションの件
○網岡委員 それでは、次の質問に移ります。
老人訪問看護ステーションは、将来、例えば十年後には政府としてどのくらいの設置数にしたいと考えておみえになるのか、お尋ねをいたしました。

必要な人材の確保が不可欠であります。各地域によって人材充足の困難度がまちまちでございます。したがって、各地域の実情にマッチした人材の確保ができるようと考えるべきであると思うのであります。どうぞございましょうか。

○下条国務大臣 訪問看護に従事する看護職員につきましてのお尋ねでございますが、看護の実務経験と豊かな人生経験を持ちながら、夜勤ができるないなどの理由により、現在看護業務に従事していない潜伏的な看護職員の活用ということに力を

つじろまでに結論を出すと理解していいのでしょうか。

を講すべきではないか、このようになりますが、御見解をお尋ね申し上げる次第です。

し、徐々にその数が増していくものとまず考えております。その将来の見込み数につきましては、要介護老人の将来推計数、要介護老人のうち訪問看護サービスを必要とする者の割合、それからまたモデル事業における訪問看護サービスの平均的利用回数及び一ヵ所当たりの対象者数の実績等を参考にしながら試算いたしましたれば、平成十二年には約五千カ所程度になるものと見込んでおります。この数字を念頭に置きながら、地域において訪問看護サービスの拡大への道筋をつけていかなければなりません。

ないなどの理由により、現在看護業務に従事していない潜在的な看護職員の活用ということに力を注いでまいりたいと考えております。

このため、従来実施してまいりました訪問看護の講習会に加えまして、平成三年度予算におきましても、看護職員の再就業を推進するナースバンクの予算の倍増を図りますとともに、訪問看護婦養成指導者講習会の新設を行いまして、対策の充実強化を図ったところでございます。今後とも、各地区におきまして今御指摘のように特殊性がそれぞれございますから、それを十分生かしながら、必要な訪問看護職員が確保され、老人訪問看護が円滑に実施できるよう、その養成、確保に銛

握できるか、あるいは今後ますます厳しくなります年金財政の中で、その財源をどのように確保していくことができるかといったような幅広い観点から検討していく必要があると考えておりますが、いずれにいたしましても、できるだけ速やかにそれらの問題の検討を進めまして、結論を得たいと考えております。

○網岡委員 次に、今後の老人医療の運営について、政府の基本的姿勢をお尋ね申上げます。

○下条国務大臣 本格的な高齢社会に向けまして、国民が健やかで安心して老後生活を送ることができますよう、保健、医療、福祉全般にわたり総合的な施策の推進を図り、また、お年寄りの心身の特性に応じた生活の質の向上を念頭に置いた医療の確保を図り、また、老人保健制度の長期

○下条国務大臣 御承知のように、最近の物価動
向問題ではございません。懸念すべき事態とは、消
費者物価が3%を超えるということと明確に理解
していると心得てよろしくうござりますか。

五千カ所程度の設置をするとどうことでの御答弁がございました。私は特にここで付言をさせていただきたいのですけれども、ほかのゴールドブラン、十ヵ年計画も同じでございますけれども、すべて最終は十年間のところで目標が定められておるわけでございます。したがいまして、私が御指摘を申し上げたい点は、十年という長い計画のスパンではなくて、中間の五年の段階でどれぐらのものを、最終の目標に対しても中間のところで一体どういうようになに達成をしていくのかということとの目標を掲げていくことは非常に重要だという

意努力してまいりたいと考えております。
○網岡委員 第九の質問に移ります。
自民党の回答にあります「保健医療福祉マンパワーの確保について」の中で「関係施策を推進する。」とあるのですが、この「関係施策」とは具体的に何を指すのか、「関係施策」の内容についてお示しいただきたいと思います。
○下条国務大臣 お尋ねの関係施策の推進ということの説明を申し上げますが、保健医療・福祉・ンパワーの勤務条件の改善、養成力の強化、就業の促進及び社会的評価の向上のため、予算、融

心身の特性に応じた生活の質の向上を念頭に置いた医療の確保を図り、また、老人保健制度の長期的な安定をそれぞれ図っていくことが重要でありまして、今回の改正も、こうした視点に立って老人訪問看護制度の創設、老人医療の費用負担の見直しなどを行うこととしたものであります。

○網岡委員 以上で質問を終わります。

○野呂委員長代理 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産당의児玉健次です。

厚生省は、このほど一九九〇年度「医療費の動向」を発表されました。そこで、老人医療費の対

前年度の伸び率、八九年度の伸び率七・九%から九〇年度は六・四%に減少している。そして、この点については厚生省も「特に老人保健が前年に比べて一・五ポイント下降している。」¹⁾のように特徴を指摘しております。

〔野色委員長代理退席 石破委員長代理〕

〔野田委員長代理退席 石破委員長代理着席〕
一方、一人当たりの医療費の方で見ると、一九〇〇年度、老人の伸び率は二・三%、これは医療費保険全体の一人当たり医療費の伸び率四・五%の約二分の一、こういう状態です。老人の受診が抑制されているという最近の傾向が厚生省の調査によつても明確にうかがわれます。

そこで、大臣にお聞きしたいのですが、今、全

国のお年寄りの中でひそかに語られている流行語があります。こけるな、ぼけるな、風邪引くな。
こけるなどいうのは転ぶなということです。ぼけるな、風邪引くな。この言葉の中に、今日の福祉制度のもとで一たん健康を失つたらどういうことになるか、そのことに対するお年寄りの恐れと怒りが込められている、私はそのように思いました。今回の一部負担の増額は高齢者の受診抑制になります。今回の一_部負担の改定の考え方を考えてみますが、この点で大臣のお考えを伺いたい。

○岡光政府委員 今回の一部負担の改定の考え方には、再三申し上げておりますように、若い方々とお年寄りとの間の負担のバランス、それからお年寄りの中での負担のバランス、例えば老人保健施設等の入所者とのバランスとか、こういったふうなものを総合的に考えたわけでございます。

それで、額の設定につきましては、高齢者の負担能力についてもあわせて考えたところでございまして、近年の年金の受給の状況であるとか高齢者世帯の一人当たりの平均所得金額であるとか、そんなふうなことを総合的に考えまして、無理のない範囲での御負担をお願いしたいというふうに考えておるところでございまして、決して受診抑制にはつながるものではないであろうというふうに考えております。

○児玉委員 結果が事実を冷厳に示すと思いま
す。厚生省は高齢者の受診が抑制されないという
ふうに今言いましたが、それはどういう根拠で言
うのですか。現に今抑制されているじやないです
か。

○岡光政府委員 私どもは現在の段階では一部負
担とかそのほかのことを何にもやっていないわけ

○生活の質、クオリティー・オブ・ライフを高めたいというところにあるというふうに私どもは考えております。

○児玉委員 今あなたが言っていること私の言っていることのどちらが事実についているか、遠くない時期にそれが明らかになると思います。

【石破委員長代理退席、栗屋委員長代理着席】
を込めて語ることがあるでしょうか。

て語ることがあるでしょうか。
〔石破委員長代理退席、栗屋委員長代理
着席〕
先日来ずっとこの老人医療制度における

○岡光政府委員 私どもは現在の段階では一部負担とかそのほかのことを何にもやつてないわけではないのでございまして、むしろ元気なお年寄りがより元気で過ごしていただくように、そしてまた体の状態によつてすぐ医療機関に行くのではなくて、その心身の状態にふさわしいところを御利用していただきたいというふうな施策を進めているのでありますて、今私どもが進めていることが受診抑制につながるというふうにおっしゃつておられる意味合いは、私としては理解できないところでございます。

○児玉委員 私は観念論を言つてゐるのでなくして、あなたたち自身が最近発表した統計資料によつても、明確に受診が抑制されている。特に高齢者の部分がひどい。なぜかといえば、今日の一部負担自身が高齢者にとっては耐えがたいからじゃないですか。以前この議論をやつたとき、厚生省自身が、岩手県の沢内村、あそこでどんどんお医者に来てください、軽いうちに、早いうちに治しましょうというのをどんな効果を上げていいか、当時の厚生大臣自身がその道こそ王道だと言いましたよ。その道をあなたたちは今外れているじゃないですか。どうですか。

○岡光政府委員 沢内村のようなケースもございますが、私の知つておりますのは広島県の御調査のようなケースもございまして、むしろ在宅の医療であるとか在宅の福祉施策を大いに進めるところによってどんどん退院をしている、そしてその方がお年寄りは元気になつておる、こういうケースもあるわけでございまして、そのことが医療費にどう反映するかといいますと、むしろ入院医療費が減ることでいわゆる在宅医療費がふえるということでございますので、決して私どものやつておることは受診抑制ではなくて、むしろお年寄りか。

高齢者の暮らしを見ますと、年間所得二百万円以下の世帯が既に五割を超しています。全国で約一千万人いらっしゃる国民年金の受給者、その平均受給額は約三万円です。そういうお年寄りの生活に対して、消費税が文字どおり暮らしを直撃しています。今回的一部負担のスライド制は、高齢者の暮らしを消費税とあわせて二重、三重重に苦しめるものになります。高齢者を物価の上昇から守ることこそ福祉行政の本来の務めだと思う。その務めからこれまで大きく逸脱している。この点は大臣の考え方を聞きます。

○岡光政府委員 老人世帯の所得を統計数字から見てまいりますと、一人当たりの平均所得金額は、全世帯が百六十四万円、それから高齢者世帯が百七十三万円という、これが政府の統計数字でございます。そういうことを考えました場合に、必ずしも高齢者の世帯の得られておる所得は低くない。かつ、年金がどの程度のウエートを占めておるかといいますと、高齢者世帯の所得の中で約五〇%でございまして、そのほかは稼得収入でありますとか他からの仕送りであるとか、そういうもので構成されているわけでございます。そういう意味で、私どもは、一人当たりの平均所得をひとつ念頭に置きながら、これを参考にしながら、負担能力の問題を議論するというのも一つの視点ではなかろうかと思っているわけでございます。

○見玉委員 皆さん方はともすれば日本の高齢者をリッチに描こうとしていますが、総務庁の統計自身がさっき私が言ったことを示しております。そして、今厚生省が言ったような生活をお年寄りがしているんだったら、どうして先ほど私が紹介した、こけるな、ぼけるな、風邪引くなと恐怖感ですか、遠くない時期にそれが明らかになると思います。

國の負担の問題を議論してまいりました。一昨日私の質問に対し下条大臣は、老人医療費全額の中で占める國の負担が、発足時の四四・九%から約十ポイント下がったということについてはお認めになった。全体の医療費が六兆円を超しています。六兆円の中でもし発足時の負担を国が維持していれば、それだけで六千億を超す財源が老人医療に振り向けることが可能です。かつてできしたことがなぜ今できないのか。

そして私は、一挙にそれをやれとは必ずしも言わない。厚生省が高齢者と若い世代の負担率を云々する前に、國の負担を一歩一歩もとに戻す努力をしてみたらどうですか。現在の三四・六%をとりあえずあと二・三%乗せる、三六・六%にするところで一千二百億円が出てきます。そのことで医療費の一部負担をやらないで済むし、スライド制もちろん実施しないで済むし、医療費無料化に大きく足を踏み出すことができる。この点で大臣の考え方を聞きます。

○下条國務大臣 本件の問題は、前回の委員会でも委員お尋ねございましたが、お答えを申し上げたわけでございますが、御承知のように日本の高齢化が進んでおりまして、これは世界一の長寿国になつたわけでございます。その中の医療費のあり方、それをどのように考えていくか。しかもこの老人保健制度を長期・安定的に運営していくければならない。あわせて、これを御負担いただく若い労働者の皆様の御負担をこれ以上ふやすことができない、できれば軽減をしてまいりたいということなど、それを総合的に判断いたしました。今回ののような改正をお願いした次第でござります。

○児玉委員 この法案に対しても今まで反対であるということを表明して、質問を終わります。

○栗屋委員長代理 柳田稔君。

○柳田委員 先月の三十日に我々野党が共同修正要求を出しまして、昨日自民党さんから御回答をいただきました。その御回答の内容について、限られた時間ではありますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、公費負担についてでございますけれども、老人医療における公費負担の拡大、このことについての具体的な方策と道筋を示すべきではないかと思っております。そのことについて御回答をお願いします。

○下条国務大臣 今後の高齢社会におきます介護体制の充実を図るために、老人保健施設の整備、介護力強化病院等の拡充、老人訪問看護制度の推進を積極的に行うこととしておりまして、もって将来にわたり公費の拡大が図られるものと考えております。

○柳田委員 今のお答えですと、老人保健施設の整備、介護力強化病院等の拡充ということと、施設については推進をしていく、さらに老人訪問看護制度の推進も積極的に図っていくというお答えでございました。おっしゃるとおりに、病院施設等の強化も非常に大事なことだというふうに思いますが、先ほどの部長の御回答の中にも、在宅医療についてもやはり考える必要があるというお答えでありました。この二本柱、今後の高齢化社会を考えますと大変重要な課題になってくると思つておりますので、今後とも強力に推進をしていくことを要望させていただきたいと思います。

次に、一部負担、それと同時にスライド導入ということでござります。政府原案の医療費スライドから、今回は物価を指標としたスライドということがなったわけでありますけれども、こういうことはあってほしくないわけではありませんけれども、狂乱物価というときもあるんではないか。非常に高い消費者物価の上がりが示されたときに、それがそのまま今回の一一部負担のスライド率に反映されるということになりますと、支払うお年寄りにとっては大変な負担増になるということも考えられます。

そこで、このスライド率なんですかけれども、一

あります。

○柳田委員 現時点ではどれくらいがめどでござります。つまり、端的に申し上げますと、このスライド率が三名を超えたときには、三名にとどめる

ことを設けるべきではないかというふうに考えておりましょ

うか。ただいまの物価は、御承知のように極めて安定している、このように考えておりますので、このような問題はない、このように考

えております。

○下条国務大臣 御質問の趣旨は、スライド率が高くなり、そのままその率が一部負担額に反映されると、お年寄りの過大な負担となるのではないかという御懸念から出ているものと推察いたします。スライド制につきましては、御承知のように、影響を慎重に見きわめることが重要である、このよ

うのですけれども、そういうことを考えていくままでありますと、二名前後、消費税が導入されたときに二・一%でしたか、そのぐらいだったかと思得まして、そのあり方を総合的に検討することが必要である、このようした考えであります。

○柳田委員 三名ということを念頭に置いてよう

うに考えております。御懸念のような事態が生ずるようなおそれがある場合には、国会の御判断を得て、その御判断を得る場合の日安といいますか、指標

といいますか、消費者物価が先ほど申しましたように大体日安として三名を超えるべきではないと、その御判断を得る場合の日安といいますか、は認識をしてよろしいのでしょうか。

○下条国務大臣 これは前から何回もお答えして

おりませんけれども、その判断の時点、事態において、国会の御審議を得て決めていく、こういうこ

とでございます。

○柳田委員 非常に我々の納得いく御答弁が得られないのは残念なんですけれども、一応の日安と

して三名を念頭に私は考えたい。ですから、今後いろいろと消費者物価の動きもあるかと思います。余り急激な消費者物価の値上がりといいますか、大きな数字が出る場合には、いろいろとまた厚生省の方にも、これでいいのかといふことで、どうにかして国会の判断を得るべきではないかということでお申し上げたいと思いますので、そのときには前向きに善処を、また我々の意見に耳を傾けていただきたいと思います。

○柳田委員 一層の努力をするというのはわかるわけなんですが、普通努力をする際には、いつごろにはどういったことをこなす、いつまでにはこ

とにしていただければわかりやすいのですけれども、努力をするという言葉以上に何か一步踏み込んだお答えはいただけないものでございましょうか。

○下条国務大臣 ただいま申し上げましたよ

うに、施設の方の充実を図るということ、それがもう一つは、この間から御指摘の保険外負担の個々の項目につきまして、いろいろな資料もございましたし、実態も十分見きわめた上で個々に検討

のとり方を考えてまいりたい、このように考えておりま

す。

今回、一部負担が、激変緩和措置という言葉は適切ではないかもわかりませんけれども、二年置きに値上がりをするということであります。患者側にとってはこの一部負担の額も上がるというこ

とで、それなりの負担増になるわけであります。

もう一方、保険外負担、この保険外負担につい

ては、先日の回答では努力をするという文言でし

たで、立場からしますと、一部負担も払うお金の中に

入っておる。そして保険外負担、特に村添看護、さらにはおむつ代もあるわけであります。

○柳田委員 第一問目で公費負担増をお願いをさせていただきました。そして、今保険外負担をお願いをさせていただきました。道筋として、またさらに努力をしますという項目については、それなりの納得ができるのであります。ただ、完全に納得できるという段階までいかないのは、こういうことをいつごろまでにはこうします、こういうことをこうします——もう既に二十一世紀、何年にはどれほどのお年寄りがいる、寝たきり老人はこれぐらいになるという予想も立つておるわけでありますから、それに沿つていえば、いつごろまでこうしなければならない、ゴールドプランというのもあります、評価はしたいと思いますけれども、それと関連をして、今回の問題についても、保険外負担、特に付添看護、病院なり施設なりの方に支援をして、負担も減らしていくという目標についてはわかるのでありますけれども、先ほど申しましたように、いつごろまでこういうことはどうしたいというものが聞ければ、私自身も、ああこういう方向がはつきりするなどといふうに納得ができるのです。再度また失礼なのですが、ここまでやるというものが御答弁できないものだなさいましょ。

○下条國務大臣

二つに分けて先ほど来御説明申し上げておりますが、施設の充実を図っていく、これは予算との関連でございます。予算の中で解決していくこととなるわけでございますが、またあわせまして、これはまた予算と関連ないとは申し上げませんが、個々の負担の問題でいろいろな項目がござりますから、それぞれの項目によつていづれも状況が違いますので、御説明申し上げます。したがって個々に検討して、その上でできるだけ早く解決を図るように努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○柳田委員 総体的に今回の改正を見まして、世代間相互の相互扶助だ。若い人が老人医療のお金については提出もしているわけであります。一生懸命働かれて出しているお金でありますから、その痛さも我々は身にしみているわけであります。

さらには、医療を受けられる、若い世代から援助を受けるながら医療を受けれるお年寄りの皆さんのこととも考えていかなければならぬ。そのバランスをとるということで、今回の法案のいろいろな問題に関して質問をさせていただいたわけでありますけれども、今後二十一世紀、四人に一人が御老人になる、お年寄りになる。もうそういう時代もあと五十年先、七十年先ではなくて、二十年先ぐらいには来るというのもはつきりしているわけでございます。今は五、六人で一人の年寄りを見る。ところが二十一世紀の二〇二〇年ぐらいですか、二人で一人のお年寄りを見度も申し上げて申しわけありませんけれども、公費負担、これはどういうふうなバランスをとるのか。消費税を導入したときに、高齢化社会が来るから導入が必要なんだといった政府の公約もあります。

○栗屋委員長代理

〔速記中止〕

○栗屋委員長代理退席 野呂委員長代理

〔着席〕

○野呂委員長代理 速記を起こしてください。

○栗屋委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

<

第一編第七号

厚生委員會謄錄第四號

平成二年九月六日

平成三年九月十三日印刷

平成三年九月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B